

「住宅手当緊急特別措置事業」に関する協力のお願い

～住宅の貸主、不動産媒介業者等の皆様へ～

静岡県

厳しい雇用失業情勢が続いている中、住居を喪失する離職者の増加がさらに懸念されています。

これらの方々には、雇用と住居という生活基盤を同時に喪失するという点で極めて深刻な状況に置かれているところであり、一日も早く、住居と安定的な就労機会を円滑に確保できるようにするための支援を行うことが必要です。

このため、平成21年10月から、これらの方々に対して、家賃相当額を給付する「住宅手当緊急特別措置事業」（以下「住宅手当」といいます。）を開始いたします。

この事業が円滑に進み、これらの方々が、住居と安定的な就労機会を円滑に確保できるようにするためには、住宅の貸主、不動産媒介業者等の皆様のお力をお借りすることが不可欠ですので、本事業への御理解と御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

【住宅手当の概要】

- 対象者：住宅を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方
- 支給要件：就労能力、常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申込みを行う方で、収入や資産が一定基準以下の方
- 支給期間：最長6か月間
- 支給額：地域ごとに上限額を設定（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠）

住宅の所在地	世帯人員	住宅手当の上限
静岡市	単身世帯	39,900円
	複数世帯	51,900円
浜松市	単身世帯	37,700円
	複数世帯	49,000円
沼津市、熱海市、伊東市、 三島市、富士市	単身世帯	37,000円
	複数世帯	48,000円
上記以外の市町	単身世帯	37,200円
	複数世帯	48,300円

- 支給方法：市又は県から直接、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振込まれます。
- 担当窓口：市福祉事務所、町役場（静岡県賀茂・東部・中部健康福祉センター）

【事業の流れ】

住宅手当の支給を受けるための手続は、〈住宅を喪失した方〉と、〈喪失するおそれのある方〉では、それぞれ異なります。

〈住宅を喪失した方〉の場合

○ 住宅手当の申請

住宅手当の支給を希望する方は、「住宅手当支給申請書（様式1号）」により居住を希望する市の福祉事務所又は町の役場住宅手当担当窓口（以下「市町の住宅手当担当窓口」といいます。）に申請を行い、申請書の写し及び「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2号）」用紙の交付を受けます。

○ 住宅の確保と入居予定住宅の通知

住宅手当申請者（以下「申請者」といいます。）は、「住宅手当支給申請書」の写し等を持って、不動産媒介業者等の窓口を訪ねて、入居希望の賃貸住宅を探します。

不動産媒介業者等の皆様には、申請者が入居を希望し、入居が可能な賃貸住宅の状況やそれに入居するために要する費用などについて、申請者に対して、説明をお願いします。

※ 住宅を喪失した方が新規に住宅を借りる場合、家賃が次の上限金額を超えると、住宅手当は支給されませんので注意してください。

住宅の所在地	世帯人員	住宅手当の上限
静岡市	単身世帯	39,900円
	複数世帯	51,900円
浜松市	単身世帯	37,700円
	複数世帯	49,000円
沼津市、熱海市、伊東市、三島市、富士市	単身世帯	37,000円
	複数世帯	48,000円
上記以外の市町	単身世帯	37,200円
	複数世帯	48,300円

入居する予定の住宅が見つかったときは、申請者が持参する「入居予定住宅に関する状況通知書」用紙に、入居に要する初期費用、家賃等を記入し、社印(事業印)を押印の上、申請者本人に渡してください。

また、市町の住宅手当担当窓口での確認に必要な入居予定住宅の案内図も渡してください。

なお、本人にお渡した「入居予定住宅に関する状況通知書」については、後々の確認のために、不動産媒介業者等において、その写しを保管しておいた方がよいと思います。

○ 住宅手当支給対象者証明書の交付

申請者は、市町の住宅手当担当窓口にて、「入居予定住宅に関する状況通知書」を提出し、住宅手当の受給資格が確認されると、「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。

なお、支給要件に該当しないなどの理由により、受給資格が確認されなかった場合は、本人が不動産媒介業者等へ速やかに連絡をすることとしていますが、念のため、市町の住宅手当担当窓口からも連絡します。

○ 賃貸借契約の締結

申請者は、「住宅手当支給対象者証明書」を持って、不動産媒介業者等の窓口を訪問しますので、原則として、「諸費用の振込を確認した日をもって本契約の効力は発生する」旨の停止条件付き契約を締結してください。この契約は、入居の初期費用に相当する金額が振り込まれたことをもって、賃貸借契約が成立するものです。

なお、入居の初期費用（敷金、礼金、媒介手数料、1月目の家賃、入居保証料等）については、住宅手当の対象としていないため、申請者が自費で支払うか、居住する市町の社会福祉協議会で「総合支援資金（住宅入居費）貸付制度」を利用することとなります。入居の初期費用を社会福祉協議会から借りる方は、「総合支援資金（住宅入居費）貸付制度」の借入申込書の写しも持参することとしておりますので、この書類も確認してください。

○ 初期費用の支払いと入居

自費で入居の初期費用を支払う方は、その支払いをした後に、賃貸住宅に入居できることとなります。

入居の初期費用を社会福祉協議会から借りる方は、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出し、その後、社会福祉協議会から貸主等（「入居予定住宅に関する状況通知書」で初期費用の振込先として指定をされた貸主等）に初期費用相当額が振り込まれますので、その振込みがあった後に、賃貸住宅に入居できることとなります。

○ 住宅手当の振込

申請者は、入居後、賃貸借契約書の写しや住民票などを市町の住宅手当担当窓口にて提出し、その後、「住宅手当支給決定通知書」の交付を受け、その写しを不動産媒介業者等に提出することとなります。

支給が決定されたことにより、申請月の翌月分から住宅手当が、市又は県から直接、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれます。

○ 支給の中止

住宅手当は、支給期間の6か月が満了したときや、受給者が6か月以上の常用就職をし、一定以上の収入が見込まれるときには、支給が中止されます。

(参考)

○ 入居保証

住宅の貸主等が住宅手当の受給希望者に対して、民間賃貸保証会社等による入居保証（賃貸保証サービス・滞納家賃保証サービス・連帯保証人サービス等）を付けることを求める場合で、本人がその保証会社と交わす保証サービスに要する保証料（契約料）について、本人が自ら金銭的な負担ができない場合は、「総合支援資金（住宅入居費）貸付制度」（上限40万円）を活用して頂くこととなります。

その場合、保証契約そのものは、本人の責任で契約を行うこととなりますが、保証料（契約料）は、社会福祉協議会から直接、保証会社に支払われることとなります。

○ 入居の初期費用

保証料以外の入居の初期費用（敷金、礼金、媒介手数料、一月目の家賃等）についても、住宅手当受給者本人が自らの資金により振込を行うのが基本ですが、本人にその資力がない場合は、社会福祉協議会の「総合支援資金（住宅入居費）貸付制度」（上限40万円）を活用することにより、住宅の初期費用を賄うこととなっております。

その場合は、社会福祉協議会から直接、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者により初期費用が振込まれることとなります。

○ 本人が早期に退去した場合

本人が早期に住宅を退去した場合や、貸主との合意により契約を解除した場合は、住宅手当の支給を中止する必要がありますので、その旨を市町の住宅手当担当窓口へ御連絡をお願いします。

<住宅を喪失するおそれのある方>の場合

○ 住宅手当の申請

住宅手当の支給を希望する方は、「住宅手当支給申請書（様式1号）」により市町の住宅手当担当窓口申請を行い、申請書の写し及び「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）」用紙の交付を受けます。

○ 入居住宅の通知

申請者は、「住宅手当支給申請書」の写しと「入居住宅に関する状況通知書」等を持って、貸主又は不動産媒介業者等の窓口を訪ねますので、「入居住宅に関する状況通知書」用紙に家賃等を記入し、社印(事業印)を押印の上、本人に渡してください。(注)電話番号は固定電話番号を記入して下さい。

なお、本人にお渡した「入居予定住宅に関する状況通知書」については、後々の確認のために、貸主又は不動産媒介業者等において、その写しを保管しておいた方がよいと思います。

○ 住宅手当支給決定通知書の交付

申請者は、市町の住宅手当担当窓口へ、「入居住宅に関する状況通知書」を提出し、住宅手当の受給資格が確認されると、「住宅手当支給決定通知書」を交付され、その写しを貸主又は不動産媒介業者等に提出することとなります。

支給が決定されたことにより、申請月の翌月分から住宅手当が、市又は県から直接、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれます。

なお、支給要件に該当しないなどの理由により、受給資格が確認されなかった場合は、本人が貸主又は不動産媒介業者等へ速やかに連絡をすることとしています。念のため、市町の住宅手当担当窓口からも連絡します。

※ 住居を喪失しそうな方の家賃が次の上限金額を超える場合は、その超える部分は、自己負担となり、本人が自費で支払うこととなります。

住宅の所在地	世帯人員	住宅手当の上限
静岡市	単身世帯	39,900円
	複数世帯	51,900円
浜松市	単身世帯	37,700円
	複数世帯	49,000円
沼津市、熱海市、伊東市、三島市、富士市	単身世帯	37,000円
	複数世帯	48,000円
上記以外の市町	単身世帯	37,200円
	複数世帯	48,300円

○ 支給の中止

住宅手当は、支給期間の6か月が満了したときや、受給者が6か月以上の常用就職をし、一定以上の収入が見込まれるときには、支給が中止されます。

○ 本人が早期に退去した場合

本人が早期に住宅を退去した又は貸主との合意により契約を解除した場合は、住宅手当の支給を中止する必要がありますので、その旨を市町の住宅手当担当窓口にご連絡をお願いします。

<お問い合わせ先>

◆県

静岡県厚生部福祉子ども局地域福祉室
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電話番号 (054) 221-3501

◆市町 各市福祉事務所、町役場

入居予定住宅に関する状況通知書

下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。

様

平成 年 月 日

宅地建物取引業者又は貸主

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

1 入居予定者

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
家族状況	単身・複数

2 入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
賃料月額	円
入居予定日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日までの 月 日間)

※1 賃料月額については、当該実施主体が定める住宅手当基準額以下の住宅であること。

(限度額： 単身世帯 、複数世帯)

※2 共益費・管理費は住宅手当の対象になりませんので、賃料月額には含めずに記載してください。

※3 定期借家契約(定期賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

3 初期費用

(1)	賃料 (入居に際して当初の支払いを要する賃料)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他(入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けを受けることが可能であるため、記載願います。

(裏面あり)

4 振込口座

住宅手当 の振込先	貸主又は貸主 から委託を 受けた事業者 の振込口座	フリガナ義	-----			
		口座名	-----			
		金融機関名	銀行・金庫 組合		支店	
	口座種別・番号	普通・当座	番号	-----		
	振込通知の 送付先	住所	〒-----			
		フリガナ氏名	-----			
電話番号		-----				
初期費用 (1)の 振込先	貸主又は貸主 から委託を 受けた事業者 の振込口座	フリガナ義	-----			
		口座名	-----			
		金融機関名	銀行・金庫 組合		支店	
	口座種別・番号	普通・当座	番号	-----		
	振込通知の 送付先	住所	〒-----			
		フリガナ氏名	-----			
電話番号		-----				
初期費用 (2)の 振込先	媒介業者の 振込口座	フリガナ義	-----			
		口座名	-----			
		金融機関名	銀行・金庫 組合		支店	
	口座種別・番号	普通・当座	番号	-----		
	振込通知の 送付先	住所	〒-----			
		フリガナ氏名	-----			
電話番号		-----				
初期費用 (3)の 振込先	初期費用(3) に関する者の 振込口座	フリガナ義	-----			
		口座名	-----			
		金融機関名	銀行・金庫 組合		支店	
	口座種別・番号	普通・当座	番号	-----		
	振込通知の 送付先	住所	〒-----			
		フリガナ氏名	-----			
電話番号		-----				

(住宅手当支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住宅手当の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、地方自治体、公共職業安定所及び社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住宅手当の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

平成 年 月 日

氏 名 ----- 印
居 所 -----
電話番号 -----

入居住宅に関する状況通知書

下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。

様
 平成 年 月 日
 貸主又は貸主から委託を受けた事業者
 (商号又は名称) _____
 (代表者名) _____ 印
 (所在地) 〒 _____
 (担当者等) 氏名 _____ 所属 _____
 電話番号 _____

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

1 入居者

氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
家 族 状 況	単 身 ・ 複 数
入居開始年月日	昭和・平成 年 月 日

2 入居している賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
賃 料 月 額	円

※1 住宅手当の支給額は、単身世帯は 円、複身世帯は 円が上限となります。

※2 共益費・管理費は住宅手当の対象になりませんので、賃料月額には含めずに記載してください。

3 振込口座

住宅手当の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	_____		
		口座名義	_____		
		金融機関名	銀行・金庫		支店
		口座種別・番号	普通・当座	番号	_____
	振込通知の送付先	住 所	〒 _____		
		フリガナ	_____		
		氏 名	_____		
		電 話 番 号	_____		

(住宅手当支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住宅手当の支給を行うために必要となる範囲内で、地方自治体、公共職業安定所及び社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住宅手当の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

平成 年 月 日

氏 名 _____ 印

住 所 〒 _____

電話番号 _____

(注意事項)

住宅手当支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を住宅手当申請窓口へ提出してください。